

# 公益社団法人 日本ライフル射撃協会

## 役員候補者の選考に関する規程

(2024年11月30日施行)

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下、「本会」という）の社員総会における理事及び監事（以下、「役員」という）の選任を円滑にするため、役員候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員候補者選考委員会)

第2条 本会は、役員を選任する社員総会に理事会が議案として提出する役員候補者の選考のために役員候補者選考委員（以下、「選考委員会」という）を設置する。

2 選考委員会は、理事会から独立した諮問委員会として、役員候補者の資質及び能力を適切に確認し、多様な意見を反映できる役員の実現を図ることをその任務とする。

3 理事会は、選考委員会から役員候補者につき答申を受けたときは、その者を役員に選任する旨の議案を社員総会に付議することを決議するものとする。ただし、法令に定める役員の欠格事由に該当する場合、その他特段の事情がある場合はこの限りでない。

4 理事会は、前項の規定に基づき監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

### (選考委員会の構成)

第3条 選考委員会の委員は、この規程の定めに従って、代表理事の合意により選考委員候補を推薦し理事会が選任する。

2 選考委員会の構成は次の各号のとおり7名以内とし、女性委員を1名以上含むものとする。ただし現職理事が過半数を超えないものとする。なお、以前選考委員であった者の再任を妨げないものとし、その上限は2期4年とする。

- (1) 外部有識者（本会の外部有識者である理事及び外部有識者である社員を含む）から2～3名
- (2) 定款第8条に定める正会員から2～3名以内
- (3) 代表理事から1名
- (4) 監事から1名

(外部有識者)

第4条 この規程において「外部有識者」とは、次の各号のいずれにも該当しない者をいうものとする。

- (1) 過去4年間に本会の役員もしくは職員であった者又は本会と加盟関係等にある都道府県協会等の役員又は幹部職員であった者
- (2) 前号に掲げる者の4親等内の親族
- (3) 本会競技に関し、日本代表としての国際大会への出場経験など特に高い競技実績を有する者又は指導者として特に高い指導実績を有する者

2 この規程において「外部有識者である理事」とは、現に本会の役員であってその最初の就任時点において前号各号のいずれにも該当しなかった者をいうものとする。

(選考委員会の運営)

第5条 選考委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 選考委員会は、委員長が招集する。ただし、前項の規定による互選がなされる前は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- 3 選考委員会の議長は委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事情により委員長が欠席するときは、出席委員の互選によりこれを定める。
- 4 選考委員会の定足数は過半数とし、委任等による代理出席は認めない。
- 5 選考委員会の決議は、委員会に出席した委員の過半数をもって行う。ただし、委員は自らを役員候補者とする決議に参加することができない。
- 6 選考委員会は、理事及び監事の候補者を決議したときは、その内容を速やかに理事会に対して答申するものとする。

(選考委員の任期)

第6条 選考委員会の委員の任期は、就任の日からその後最初に到来する役員の選任に係る社員総会の終了時までとする。

2 任期満了前に退任した選考委員が出た場合は、退任した選考委員の人数と同数の選考委員を速やかに選出する。

(役員候補者の選考基準)

第7条 選考委員会は理事候補者及び監事候補者を選考するにあたり、次の各号に定める基準を尊重しなければならない。

(1) スポーツ庁の策定に係るスポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け、令和元年6月10日、その後の改訂を含む）原則2に規定する外部理事の25%、女性理事の40%以上を目標割合とし、多様な意見を反映できる役員構成であること。

(2) 就任時においていずれの役員候補者も満70歳未満であること。

(3) 役員候補者の選考にあたっては、既に連続して5期10年以上理事として在任している者でないこと、又は過去に連続して5期10年以上理事として在任したことのある者にあつては、理事を退任してから2期4年以上経過していること。

(4) 射撃競技又はそれ以外のスポーツ、経営全般、法律、会計、財務、国際情勢等の分野において専門的な知識や経験があり、遵法精神に富み、本会の運営に積極的に参加できること。

(5) 国民スポーツ大会に関する8つの各ブロック（北海道及び東北は併せて1ブロックとする）、一般社団法人日本学生射撃連盟、全国高校ライフル射撃部、NPO法人日本パラ射撃連盟、一般社団法人日本 eshooting 協会から推薦される各1名を選考すること。

（なお、かかる推薦は、本会の総会開催日の40日前までに別表様式1、2により行われるものとする。）

(6) アスリート委員会からは委員長を役員候補者として推薦し、これを選考すること。

2 選考委員会は、第1項第2号、第3号にかかわらず、候補者が以下のいずれかに該当する場合には、第1項第2号に関しては1期2年に限り、第1項第3号に関しては2期4年に限り、これらの規定を該当する候補者に適用しないことができる。

- (1) 当該候補者が国際射撃スポーツ連盟もしくはアジア射撃連合の役員である場合。
- (2) 定款第3条に規定する目的を達成するための計画を遂行する上で、当該候補者の本会理事としての実績が評価され、本会の組織運営及び業務執行上、その者が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別の事情が認められる場合。
- (3) 監事への就任が不可欠である特別の事情が認められる場合。

[附 則]

1. 本規程は、理事会議決により改廃される。
2. 平成13年3月14日施行する。
3. 平成17年2月19日改定され、平成17年2月19日より施行する。
4. 平成21年3月19日改定され、平成21年3月19日より施行する。
5. 平成22年2月27日改定され、平成22年2月27日より施行する。
6. 平成26年5月10日改定され、平成26年5月10日より施行する。
7. 平成27年5月9日改訂され、平成27年5月9日より施行する。
8. 2023年5月27日改定され、同日より施行する。(アスリート委員長を理事へ推薦)
9. 2024年5月25日改訂され、同日施行する。(国体→国スポへ名称変更)
10. この規程は、「役員候補選考基準(内規)」を改定する形で「役員候補者の選考に関する規程」として2024年11月30日に制定し、2024年11月30日より施行する。